

一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価  
準備書に対する市長意見の提出状況について

1 関係地域

市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市

2 市長意見について（内容については別添のとおり）

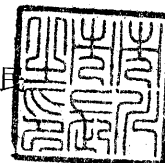
- (1) 市川市  
意見あり
- (2) 船橋市  
意見あり
- (3) 松戸市  
意見あり
- (4) 柏市  
意見あり
- (5) 八千代市  
意見なし
- (6) 鎌ヶ谷市  
意見あり
- (7) 印西市  
意見なし
- (8) 白井市  
意見あり



市川第 20200424-0139 号  
令和 2 年 5 月 1 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

市川市長 村 越 祐 良



一般国道 464 号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書  
に対する意見について（回答）

令和 2 年 2 月 6 日付け環第 796 号にて貴職より照会のありましたこのことについて、  
環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答します。



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの意見

事業実施区域及びその周辺にあたる市川市の北部は、豊かな自然環境に恵まれ、市民の憩いの場所として親しまれている。また、梨栽培をはじめとした農業が盛んであるとともに、低層の住宅が立地する地域でもある。

そこで、これらの地域特性を踏まえて、事業実施による環境への影響が懸念される事項について、下記のとおり対応を求めます。

記

1. 全般事項

北千葉道路と接続する東京外かく環状道路において、供用後に騒音や振動といった環境に関するものをはじめとする様々な意見が住民から多数寄せられており、本市域における事業実施区域周辺は、環境の保全等に対する住民の関心が非常に高い地域となっていることから、次の2点について検討すること。

(1) 環境保全措置

環境保全措置の実施にあたっては、環境影響評価の結果に加え、事業実施区域周辺における道路交通事情、土地利用、住居の立地状況等を勘案し、具体的な環境保全措置の内容の検討を行うこと。

また、採用する環境保全措置の内容について、その検討経緯を丁寧に地域住民に説明し、理解を求めること。

(2) 事後調査

大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水文環境（地下水）及び地盤への影響について、施工時の監視体制を明らかにするとともに、適切な時期に事後調査を行い、事業実施による実影響を把握したうえで、必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

また、予測に用いた日交通量の妥当性についても併せて事後調査を行い、結果を公表すること。

なお、事後調査の結果公表に際しては、事前調査や予測・評価結果との比較がしやすいよう、見せ方を考慮すること。

2. 個別事項

(1) 騒音

北千葉道路の一般部と既存道路との接続部、東京外かく環状道路との接続部といった地点については、自動車の走行による周辺環境への影響が大きくなる恐れがあることから、それぞれの地点の状況に応じて適切な措置を講じ、結果を公表すること。

(2) 振動

専用部が地下を通過する区間である予測地点（稲越町及び堀之内／中国分）については、専用部における日交通量の影響も考慮して予測、評価すること。

(3) 水文環境（地下水）

農業用水として地下水を利用している箇所について、営農活動に支障をきたすことが無いよう、工事施工時及び供用後において必要に応じ適切な措置を講じ、結果を公表すること。

3. その他

(1) 大町地区における配慮

専用部が嵩上式で通過する大町地区の周辺は市街化調整区域であり、住居等の建築の際には、周辺環境との調和のため建築物の高さや日影規制に第一種低層住居専用地域と同等の制限を付していることから、当該地区の道路整備や環境保全措置の実施にあたっては、日照や景観といった要素を考慮して、具体的な内容を検討すること。

また、当該地区は梨畑を中心とした優良な農地が広がる地区であることから、営農環境の維持が図られるよう、大気質、水文環境、日照等について、環境保全措置の範囲や内容を検討すること。

(2) 工事計画の策定及び施工

具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ること。

また、工事車両の走行においては、車両台数の抑制及び平準化等を図り、工事車両の運行に伴う道路沿道への大気質、騒音及び振動の影響をより一層低減するよう努めるとともに、近隣住民への安全配慮の観点から、万全な対策を講ずること。

船環政第168号

令和2年5月11日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

船橋市長 松戸 徹



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和2年2月6日付け環第796号にて、照会のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

〈問い合わせ〉

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

船橋市環境部環境政策課

河村 真悟

TEL : 047-436-2454 FAX : 047-436-2487

E-mail : kankyoseisaku@city.funabashi.lg.jp



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書  
に対する意見

## 記

- 計画交通量は令和12年について推計していますが、「平成20年東京都市圏総合都市交通体系調査」（東京都市圏交通計画協議会）を基に推計しており、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化により、推計にずれが生じる可能性が考えられます。また、事業着手の時期が未定であるため、令和12年以降の時点における推計が必要となることも想定されます。

これらの状況が生じた場合に、環境影響評価法第十四条第一項第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に法第十一条から第二十七条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことを検討するよう要望します。

- 船橋市域における当該事業の対象事業実施区域は、印旛沼流域における宙水（比較的浅い地層中に存在する地下水）の水源域に位置するものと考えられ、当該地域の人々の生活や動植物の生息にとって、宙水の保全是重要なものと考えます。

準備書における水文環境（地下水）に係る環境保全措置は、地下式の道路部周辺に対しての措置のみとなっていますが、前述の宙水の重要性を鑑み、事業実施段階において、印旛沼流域で実施している歩道の透水性舗装の実施など、宙水の保全につながるよう、地下式の道路部周辺以外においても地下水涵養機能の回復措置の実施を検討するよう要望します。

- 動物、植物及び生態系に係る環境保全措置で採用されている照明の漏れ出しの抑制について、実施位置が河川橋梁、交差点部となっていますが、その他の位置にも照明を設置する場合には、河川橋梁、交差点部以外でも照明の漏れ出しの抑制について検討するよう要望します。

○ 事業開始時期は未定ですが、事業開始時には技術の向上等により、準備書記載の環境保全措置と比較して、より効果的な環境保全措置の選択が可能と考えられます。事業着手時には環境保全措置を再度検討し、最新の技術・知見により、可能な限り環境影響を回避又は低減する環境保全措置を選択するよう要望します。

○ 準備書においては、動物・植物・生態系以外の環境影響評価項目では、予測及び環境保全措置の効果の不確実性は小さいことから、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」や「道路環境影響評価の技術手法」等を参考に事後調査を実施しないものと推察されます。

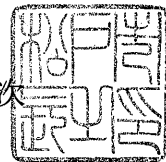
しかしながら、当該事業の対象事業実施区域は住居に近接していること及び当該事業については事業開始時期が未定であり、事業実施時には準備書記載の予測条件と異なる可能性があることから、住民への生活環境への直接的な影響が予想される、大気質・騒音・振動をはじめとする動物・植物・生態系以外の環境影響評価項目についても事後調査の実施の検討を要望します。また、前記の事後調査によって、環境影響が見受けられた場合においては、適切な対応を実施するよう併せて要望します。



松環政第32号  
令和2年4月27日

千葉県知事 鈴木栄治 様

松戸市長 本郷谷健次



一般国道464号北千葉道路(市川市～船橋市)に係る環境影響評価準備書  
に対する意見について(回答)

令和2年2月6日付け環第796号をもって照会のありました標記の件につ  
きまして、下記のとおり回答致します。

記

- 1 今後の事業計画検討にあたっては、環境保全に対する新たな知見や手法を  
導入するほか、関係法令の遵守はもとより、より一層の環境負荷の回避・  
低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合  
においては、可能な限り適切な措置を講じるよう配慮してください。
- 2 予測結果より法令に定める基準を達成する項目は、影響が極めて小さいと  
の理由で、環境保全措置の検討は行わないものと結論づけていますが、法  
令等で定める基準達成は必須です。計画段階において環境負荷の回避又は  
低減が図られるよう配慮していますが、可能な限り現状を損なわないよう  
に事業実施段階においても必要な対策を講じてください。また、予測に用  
いているパラメータには不確実な事項が含まれていると考えられることか  
ら、事業実施段階において、必要に応じて適切に対応してください。
- 3 今回の予測結果から道路建設により地盤沈下が予測されていることから、  
事業実施段階において、地盤沈下が想定される箇所について周辺を含めた  
適切な地下水の状況を把握した上で、地盤沈下が起きないように、適切に環  
境保全措置を講じてください。
- 4 事後調査内容である猛禽類(オオタカ)及び移植した植物の生育状況につ  
いて、事後調査は可能な限り長期間の情報を得ることが望ましいことから、





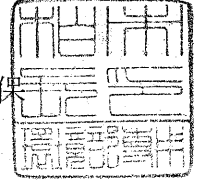
事後調査後も専門家等の意見を得た上で、調査の継続の可否を適切に判断し、影響が予測される場合には、継続的なモニタリング調査の実施を検討してください。

- 5 植物の環境保全措置としての移植を行うにあたっては、移植に伴い、特定外来生物が混入した土を移動することなどにより、対象事業実施区域外への特定外来生物の侵入・定着などが懸念されることから、他事業等における移植の実績や必要に応じて専門家等の意見を得るなど、移植計画を作成する際には、適切に対応してください。
- 6 生態系において地域を特徴づける生態系の注目種・群集の絞り込みを行い選定されましたが、対象とされていない動植物やその生息環境が保全されないことが懸念される場合には、専門家等の意見を得た上で、適切に対応してください。
- 7 評価書の作成・公表にあたっては、必要に応じて専門家等の意見を得るなど、分かりやすい図書となるよう検討するとともに、引き続き住民への丁寧な説明に努めてください。
- 8 今後の進捗によって本事業計画及び道路構造などの見直し等が生じた場合は、見直し等を行った箇所及びその理由を評価書に記載するようにしてください。また、見直し後の環境配慮事項については、見直し前と比較して環境を悪化させないように検討してください。

柏環環第230号  
令和2年5月1日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

柏市長 秋 山 浩 保



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和2年2月6日付け環第796号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 回答内容

事業実施に向けては、大気質、騒音、水質、地下水等への影響や動植物、生態系への影響に配慮し、地域の生活環境や自然環境への影響をできる限り回避、低減するように努めるようお願いいたします。

2 問い合わせ先

柏市環境部環境政策課環境政策担当 澤畑

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号 04-7167-1695（直通）

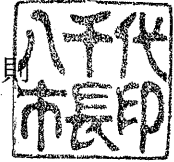


環 第 195 号

令和2年4月28日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

八千代市長 服 部 友 貞



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響  
評価準備書に対する意見について（回答）

令和2年2月6日付け環第796号で照会のありましたこのことについて、  
下記のとおり回答します。

記

一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書  
に対する意見はありません。

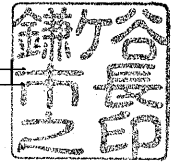




鎌環第136号  
令和2年5月1日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖士



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書  
に対する意見について（回答）

このことについて、一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価準備書の内容について、鎌ヶ谷市環境審議会で審議し、意見を別添のとおりまとめました。事業者に対し十分な環境保全措置を講じることを要望し、市の意見といたします。

【問い合わせ】

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 環境計画係

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

TEL 047-445-1227

FAX 047-445-1400

Mail [kankyokeikaku@city.kamagaya.lg.jp](mailto:kankyokeikaku@city.kamagaya.lg.jp)



(別添)

### 鎌ヶ谷市環境審議会の意見

環境影響評価準備書では、動植物や生態系の自然環境、大気質や騒音などの生活環境に関わる14項目の環境要素について調査、予測及び評価をしています。全ての項目で必要な環境保全措置の実施は、事業者の実行可能な範囲となっておりますが、今後、予測し得なかった影響が発生した場合も含め、専門家等の指導・助言を得ながら、十分な環境保全措置を行っていただくことを要望いたします。

はじめに、供用後の大気質や騒音について、調査、予測及び評価では、環境基準を下回っているとの見解です。工事期間中の大気質や騒音についても、工事用車両については、計画路線近辺における既存の県道等での予測評価を行っており、工事車両を分散することで、環境要素の負荷低減が図られると評価していますが、工事用車両は極力、事業用地内を利用させていただくよう配慮していただくとともに、工事車両の度重なる通行に伴う既存道路の損傷等、工事用車両の通行に起因して発生する課題への対応については、事業者側による十分な対応を要望いたします。また、高架構造物(橋梁)の継ぎ目は走行による振動・騒音が大きくなる恐れがあるので、極力、段差が生じないように配慮するとともに防音壁を設置する等、適切な維持管理を行っていただくよう、事業者側による十分な配慮をお願いいたします。

鎌ヶ谷市内の北千葉道路の高架構造において、日照障害の予測評価については、昭和51年建設省通達「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用分担について」に基づき行われております。当該通達は、居住を前提とした補償(暖房、照明等)による内容となっており、日照不足に伴う沿道農地の農産物への影響(減収等)には対応できていないものと考えられますが、これが発生した場合の補償に関しても配慮をお願いします。また、高架構造は風向きが変わり、風害を生ずることが懸念されます。近隣の畑にも多大な影響が出る恐れがあることから、風害についても配慮をお願いいたします。

工事の実施や高架構造の道路の存在による、自然環境への影響は少なからずあると考えます。

水文環境では、大津川水路において、三面水路の側壁から水が湧き出ているところを見ることができます。水位の変動の要因(準備書P10.6-2表10.6.1-2及び図10.6.1-1の記載)により、地下水位の変動が見込まれることから、大津川へ流れる粟野地区公園近隣の水路や市制記念公園脇の新鎌ヶ谷東部調整池等でも事後調査を行い、適切な対応をお願いいたします。

生態系については、環境への変化が生じる可能性があるため、事後調査を必ず実施していただくようお願いいたします。重要な猛禽類の生息状況や移植した植物の生育状況を事後調査する他、新鎌ヶ谷地区でもタヌキやキジが生息するなど、市内には貴重な動

植物が多く生息していることから、その点に留意していただくようお願いいたします。

環境への影響評価は生態系連鎖の複雑な仕組みから予測どおりにいかないこともありますので、客観的にあらゆる可能性を検討して慎重な対応をお願いいたします。

また、住民の生活環境において、景観も重要な要素の一つです。

鎌ヶ谷市は緑や梨畑の多い景観を有していることから、高架構造は、眺望や快適な住民生活に影響を与えることが予想されます。

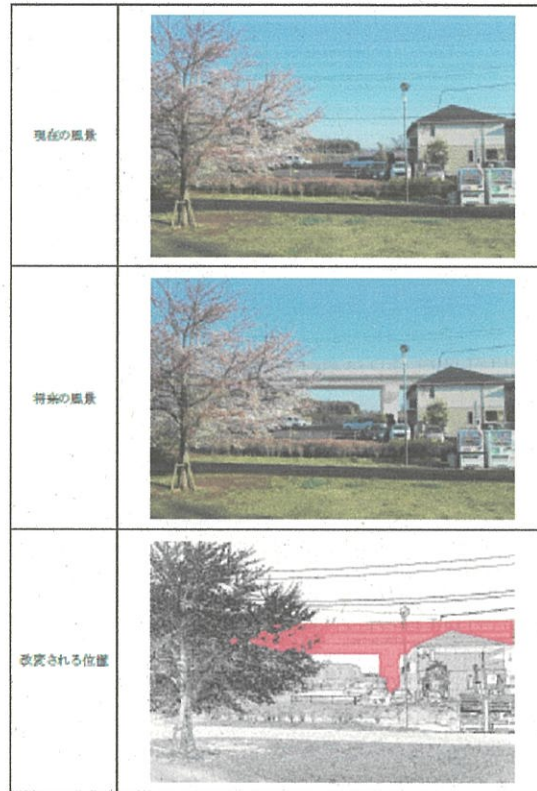
景観評価は、本来連続して観る位置の動きで判断する必要がありますので、コンピュータグラフィックスで予測できればいいのですが、準備書P 10. 12. 1-33 の写真10-12. 1-1 (6) 主要な眺望景観の変化(新鎌ふれあい公園)(別図1参照)からの景観の影響は大きいように思われます。構造物は、一体にグレーではなく、暖色系の淡いグレーまたは緑か青のスリットでトーンを少し変化して水平ラインを強調する(別図2参照)と良いのではないかと考えます。周辺の圧迫感の軽減など、デザインに配慮し、そのデザインの決定にあたっては、鎌ヶ谷市を含めた沿線市との調整をお願いいたします。

その他、環境影響評価項目には設定されておりませんが、電波障害について、調査・検討し、必要に応じた対策をお願いいたします。

今後、計画の実施にあたっては、環境影響評価や事後調査の結果を踏まえ、十分な環境保全措置を講じていただくことを意見といたします。

別図 1

写真 10-12.1-1 (6) 主要な眺望景観の変化 (新鎌ふれあい公園)



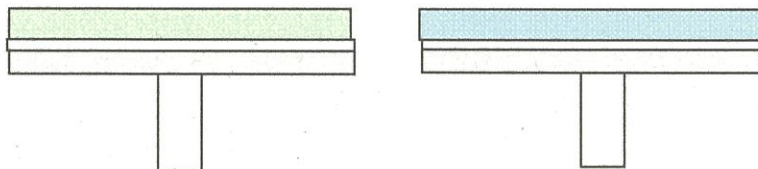
撮影条件	
撮影日	平成 31 年 4 月 2 日
天候	晴れ
使用カメラ	SIXON S3100
レンズ焦点距離	37mm

写真 10.12.1-1(6) 主要な眺望景観の変化 (新鎌ふれあい公園)

10.12-33

別図 2

暖色系の淡いグレーまたは緑か青のスリットでトーンを少し変化して水平ラインを強調したもの



(上段の防護柵はメッシュ等存在感が薄いイメージで描いています)

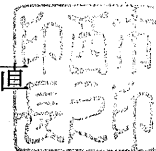


印西環第1814号

令和2年3月13日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

印西市長 板倉 正直



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書  
に対する意見について（回答）

令和2年2月6日付け環第796号で照会のありました標記の件につきまして、下記のと  
おり回答いたします。

記

意見なし。

【担当】

環境経済部環境保全課

保全係 黒田 新田

Tel 0476-33-4491

E-mail kankyouka@city.inzai.lg.jp





白環第54号  
令和2年5月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

白井市長 笠井 喜久雄



一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）に係る環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

令和2年2月6日付け環第796号にて、照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じる恐れがある場合には、必要に応じて適切な措置を講じるよう環境保全への十分な配慮をお願いしたい。

<お問い合わせ>

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

白井市環境課環境保全・放射線対策班 染谷

TEL : 047-401-5409（直通）

FAX : 047-492-3070

E-mail : kankyou@city.shiroi.lg.jp

